

長久手市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月4日

長久手市監査委員 原田 泰

長久手市監査委員 川合保生

令和3年度定期監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 南小学校建物改修工事（I期工事）（教育総務課）
- (2) 長久手中央2号公園再整備工事（たつせがある課）

2 監査の日

令和4年1月27日（木）及び28日（金）

3 監査の手法

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査で、令和3年度において
施工中の契約金額1,000万円を超える工事の中から上記の工事2件を抽
出し、関係書類の調査、関係職員からの聴取及び実査を行った。

なお、この監査は工事技術に関する専門的見地からの調査を必要とするた
め、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、派遣された技術士の専門的見
地を参考に監査を行った。

4 監査結果

本工事に係る設計、契約及び施工については、おおむね適正に行われてい
ると認めた。ただし、軽易な事項については、その都度検討するよう求めた。